

岡谷市社会福祉協議会 指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人岡谷市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が開所する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）は、介護保険法に基づく適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態が軽度（要支援1. 2）の利用者に対し、その利用者ができる限り要介護状態にならないよう、また、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないよう、利用される方ご自身の日常生活での具体的な目標を立て、その目標を達成するために訪問介護員が援助を行いながら、自立した日常生活を営むことを目的とし、指定訪問介護事業所の事業の一環として事業を行う。

(運営方針)

第2条 事業の運営にあたっては、前条の目的を達成するため、関係市町村、指定居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 岡谷市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 岡谷市長地権現町四丁目11番50号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名
所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) サービス提供責任者：1名以上
訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員：常勤換算で2. 5名以上
(介護福祉士・介護職員初任者研修修了者・介護福祉士実務者研修修了者)
サービス提供責任者が作成する介護予防訪問介護計画に沿って援助を行う。
- (4) 事務職員：1名以上
事業に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉協議会就業規程に準じて次のとおり定める。

- (1) 営 業 日：月曜日から金曜日とする。ただし国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。(サービス提供日は、通年)
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。(サービス提供時間は24時間)

(事業の内容)

第6条 提供するサービスは、次のとおりとする。

(1) 身体介護

- ・体位変換、更衣介護、排泄介護、食事看護、清拭、手・足浴、洗髪、全身入浴等
- ・洗顔、身体整容

(2) 生活援助

- ・ベッドメイク等、掃除、洗濯、衣類の整理・補修、調理、後片付け、買い物

(3) その他必要な日常生活上の世話及び相談・助言

(利用料)

第7条 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る居宅介護サービス費用基準額から介護予防・日常生活支援総合事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は、その利用者から支払いを受ける利用料は、当該事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額に見合う額とする。

3 前2項に該当する居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

4 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問してサービスを実施した際は、利用者から交通費を徴収する。

交通費は、1kmあたり30円の割合で積算した額とする。なお、走行キロの端数は切り上げた走行キロとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、原則として岡谷市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに利用者に容体急変が生じた場合には、次により必要な措置を講じるものとする。

- (1) 容体の急変があった時は、まず、意識の確認をする。
- (2) 主治医に連絡し、指示を受ける。
- (3) 必要に応じて救急車を呼ぶ。
- (4) その後身内、管理者に状況を連絡・報告する。

(衛生管理)

第10条 事業の提供に当たっては、サービスの提供に用いる器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(苦情解決)

- 第11条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 本事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した事業に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 本事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この事業の社会的使命を認識し、職員の質的向上を図るため研修の機会を設ける等業務体制の整備に努める。

2 職員は業務上知り得た秘密を保持する義務を負う。

3 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

2 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

3 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

4 この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

5 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

6 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

7 この規程は、令和 4年 9月 1日から施行する。